

参考 1


駅まちデザインを推進する上で役立つツール


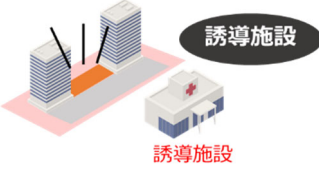
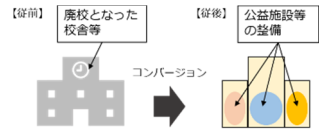



(事業手法・規制緩和・支援制度など)

駅まちデザインを進めるにあたって活用が考えられるツール（事業手法・規制緩和・支援制度など）を例示する。

各手法・制度等の詳細や関連法令については、各所管部局に確認いただきたい。

※以下は令和3年9月末時点での国土交通省・内閣府が所管のツールの一部を示しており、他省庁や各地方公共団体等においても、事業手法・規制緩和・支援制度などの活用可能なツールがある。

実現したいことのイメージ	事業手法・規制緩和・支援制度等	参考 No.
	地域のルールをつくり、関係者が連携して駅まち空間を管理運営したい ・官民連携まちなか再生推進事業 ・地域再生エリアマネジメント負担金制度 ・都市再生整備歩行者経路協定 ・都市利便増進協定 ・立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）	11 31 36 42 43
	駅周辺の街区を再編して、公共的な空間を充実させたい ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 ・定期借地権を活用した再開発事業	3 4 33
	駅周辺の都市開発の貢献により、公共的な空間や機能を充実させたい ・都市施設等整備協定 ・民間都市再生整備事業計画に基づく事業の施行 ・都市開発における容積率等の緩和	27 41 44~49
	駅前広場等の道路上空を活用して施設を整備・運営したい ・立体都市計画制度の活用 ・立体道路制度の活用 ・区分地上権の設定	22 25 29
	鉄道駅やバスターミナルの整備等により公共交通結節機能を高めたい ・都市・地域交通戦略推進事業(基幹事業/個別補助) ・都市構造再編集中支援事業 ・鉄道駅総合改善事業 ・国際競争拠点都市整備事業	7,14 9 13 15,16

	<p>帰宅困難者の避難活動に対応する施設・設備やルールを整備したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市防災総合推進事業 2 ・都市安全確保促進事業 17 ・メザニン支援事業 20 																
	<p>駅前に公共公益施設を誘導・整備したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生総合整備事業 6 ・集約都市開発支援事業 8 ・都市構造再編集中支援事業 9 ・集約都市形成支援事業 10 ・公有地を売却・貸付けする事業者の公募 34 																
	<p>駅前の既存建物に公的施設を導入したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画事業 1 ・暮らし・にぎわい再生事業 5 																
	<p>道路上にベンチや広告を置きたい、カフェを開きたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかウォークブル推進事業(個別補助) 12 ・歩行者利便増進道路(ほこみち) 28 ・都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例 40 ・都市利便増進施設の設置 42 																
 <table border="1" data-bbox="183 1444 502 1512"> <tr> <td>カネ</td> <td>カネ</td> <td>カネ</td> <td>カネ</td> </tr> <tr> <td>カネ</td> <td>カネ</td> <td>カネ</td> <td>カネ</td> </tr> <tr> <td>カネ</td> <td>カネ</td> <td>カネ</td> <td>カネ</td> </tr> <tr> <td>カネ</td> <td>カネ</td> <td>カネ</td> <td>カネ</td> </tr> </table>	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	カネ	<p>公園内にカフェや売店等をつくりたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募設置管理制度 (Park-PFI) 30 ・都市公園の占用許可の特例 22,37 ・公園施設の設置管理許可の特例 38 ・公園施設設置管理協定制度(都市公園リノベーション協定制度) 39
カネ	カネ	カネ	カネ														
カネ	カネ	カネ	カネ														
カネ	カネ	カネ	カネ														
カネ	カネ	カネ	カネ														
	<p>駅からまちへと歩いていきたくなる空間をつくりたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかウォークブル推進事業(一体型滞在快適性等向上事業) 12 ・都市再生促進税制 18 ・ウォークブル推進税制 19 																

◆総合的な交付金

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金である。以下の社会資本の整備事業（基幹事業）だけでなく、効果促進事業（基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務）も対象事業(社会資本総合整備事業)となる。

社会資本総合整備事業では、地方公共団体が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した「社会資本総合整備計画」を作成し、事後評価を行う。

No.	名称	管轄	概要
1	都市再生整備計画事業	国交省都市局 市街地整備課	都市再生整備計画に基づき、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進する。
2	都市防災総合推進事業	国交省都市局 都市安全課	避難路・避難場所の整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援する。
3	土地区画整理事業	国交省都市局 市街地整備課	公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。公共施設用地の確保は、換地手法による。 本事業に対しては、社会資本整備総合交付金（道路事業）や社会資本整備総合交付金（市街地整備事業（都市再生区画整理事業））等による支援が可能である。
4	市街地再開発事業	国交省都市局 市街地整備課	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す事業。従前権利者の権利は等価で再開発ビルの床に置き換えられ（権利床）、新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費にあてる。
5	暮らし・にぎわい再生事業	国交省都市局 市街地整備課	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。
6	都市再生総合整備事業	国交省都市局 市街地整備課	大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生をうながすトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進する。
7	都市・地域交通戦略推進事業	国交省都市局 街路交通施設課	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを、明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づきパッケージ施策として総合的に支援する。
8	集約都市開発支援事業	国交省都市局 市街地整備課	都市の低炭素化の促進に関する法律(略称：エコまち法)の規定に基づき、低炭素まちづくり計画区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援することにより、都市の低炭素化に係る取組を促進する。

◆個別補助制度

No.	名称	管轄	概要
9	都市構造再編集集中支援事業	国交省都市局市街地整備課	都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち、立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的に支援する。
10	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	国交省都市局都市計画課	コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の策定や、医療・福祉施設等の集約地域への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を行う。
11	官民連携まちなか再生推進事業	国交省都市局まちなかづくり推進課	官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。
12	まちなかウォークアブル推進事業	国交省都市局街路交通施設課	車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域において、街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設の1階部分の開放など、既存ストックの修復・利活用に関する取組を重点的・一体的に支援する。
13	鉄道駅総合改善事業	国交省鉄道局都市鉄道政策課	まちとの一体感があり、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図ることを目的とする。地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会で策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡張等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援する。
14	都市・地域交通戦略推進事業	国交省都市局街路交通施設課	法定協議会等に対して、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを、明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づきパッケージ施策として総合的に支援する。

◆国や市町村が定める特定の区域における支援

都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域

No.	名称	管轄	概要
15	国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型)	国交省都市局市街地整備課	公共公益施設の整備等により大都市の国際競争力の強化を図ることが特に有効な地域(都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定される地域)において、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備を重点的かつ集中的に支援する。
16	国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)	国交省都市局市街地整備課	大都市の国際競争力の強化を図ることが特に有効な地域(都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定される地域)において、エネルギーの自立化・多重化に資する複数街区にまたがるエネルギー面的ネットワークの整備に必要な支援を行う。
17	都市安全確保促進事業	国交省都市局まちなかづくり推進課	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域及び主要駅・中心駅周辺地域の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会における都市再生安全確保計画の作成や、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の取組を支援する。

◆税制

No.	名称	管轄	概要
18	都市再生促進税制 (所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)	国交省都市局 まちづくり推進課	国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市開発プロジェクト(認定都市再生事業)に係る税制の特例措置。
19	ウォークブル 推進税制 (固定資産税・都市計画税)	国交省都市局 まちづくり推進課	「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域(滞在快適性等向上区域)において、民間事業者等(土地所有者等)が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った際の特例措置。
20	メザニン支援事業	国交省都市局 まちづくり推進課	防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、メザニン資金(ローン、社債取得)を提供。

◆都市計画制度等

No.	名称	根拠法	概要
21	都市施設	都市計画法第 11 条第 1 項	都市施設は円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設である。都市施設を都市計画に定めることで、計画段階における整備に必要な区域の明確化、土地利用や各都市施設間の計画の調整、住民の合意形成の促進等が図られる。都市計画に都市施設が定められることにより、その区域内に建築制限が及ぶ。
22	立体都市計画制度の活用	都市計画法第 11 条第 3 項	道路、河川その他の都市施設について、当該都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画上明確にし、都市計画施設の区域内であっても建築行為が当該施設の整備に著しい支障が及ばないことが明らかであると考えられる場合は建築制限を適用除外又は建築を許可することを事前に明示することにより、建築の自由度を高め適正かつ合理的な土地利用の促進を図るもの。
23	市街地開発事業	都市計画法第 12 条	市街地を面的、計画的に開発整備する事業。土地収用、換地、権利変換等の各種の手法により、宅地の整備やこれと一体となった公共施設の整備等を行う。都市計画に市街地開発事業が定められることにより、その施行区域内に建築制限が及ぶ。
24	地区計画	都市計画法第 12 条の 5	建築物の建築形態、公共施設等の配置等からみて、一体として区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を形成するための計画。道路、公園等の配置・規模や建築物等の用途、形態等に関するルールを定めることができる。
25	立体道路制度の活用	道路法第 47 条の 7 都市計画法第 12 条の 11 建築基準法第 44 条	道路の区域を立体的に定め、それ以外の空間利用を自由にする一方で、道路の上下空間での建物の建築を可能にし、道路と建築物等との一体的整備を可能にする制度。

26	都市計画事業	都市計画法第 59 条	都市計画法第 59 条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。認可等の告示後は、事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある行為が制限される。
27	都市施設等整備協定	都市計画法第 75 条の 2	民間が整備する施設（アクセス通路等）を都市計画に定めようとする場合に、当該施設の円滑かつ確実な整備を図るために、地方公共団体が施設整備予定者と結ぶ協定。
28	歩行者利便増進道路（ほこみち）	道路法第 48 条の 20	歩行者の利便増進を図る空間を定め、滞留・賑わい空間を整備することや、カフェやベンチの設置などの占用が柔軟に認められる道路の指定制度。
29	区分地上権の設定	都市再開発法第 109 条の 2、3、第 110 条	施設建築敷地内の道路に関する特例により、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に道路が存することとなる部分に地上権(民法第 269 条の 2)を設定する。
30	Park-PFI 公募設置管理制度	都市公園法第 5 条の 2～5	都市公園の整備への多様な民間主体の参画促進を通じた都市公園の魅力向上を目的に、都市公園において事業者が設置する施設（飲食店、売店等）から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
31	地域再生 エリアマネジメント 負担金制度	地域再生法第 17 条の 7～9	3 分の 2 以上の受益事業者の同意等を要件とし、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益事業者から負担金として徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。
32	都市公園の占用 許可の特例	地域再生法第 17 条の 10	地域来訪者等利便増進活動計画が認定を受けた日から 2 年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体（エリアマネジメント団体）から当該計画に基づく都市公園の占用について許可申請があった場合は、原則占用許可を与えるものとする。
33	定期借地権を活用 した再開発事業	借地借家法第 22～23 条	契約の更新・建物再築による期間の延長・期間満了における建物買取請求権が適用されない借地権制度。契約終了時には原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する。
34	公有地を売却・貸付 する事業者を公募 する	国有財産法 普通財産取扱規則 等	「まちづくりの観点での活用」や「政策的目的で公民連携による公共の福祉に資する利用」が必要な公有地について、「地区計画」等で条件を定め、提案募集方式を採用する等により、総合的な観点で最も公共の福祉に資する売却等を行う。

◆都市再生特別措置法に基づくもの

No.	名称	根拠法	概要
35	都市再生特別地区	都市再生特別措置法第 36 条 建築基準法第 60 条の 2	都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域として都市計画に定められるもの。都市再生特別地区に関する都市計画に定められた範囲内で、建築物の用途地域等に基づく用途、容積率や高さの制限を適用除外とすることができる。
36	都市再生整備 歩行者経路協定	都市再生特別措置法第 45 条の 2～ 12、第 73 条	複数の所有者がいる土地に歩行者経路を整備・管理する場合の費用分担や清掃・防犯活動の役割分担を明確にし、実効性を担保する。
37	都市公園の占用 許可の特例	都市再生特別措置法第 46 条、第 62 条の 2	滞在快適性等向上区域内において、都市公園に設ける「居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設」（サイクルポートや観光案内所等）の占用を可能とする。
38	公園施設の設置 管理許可の特例	都市再生特別措置法第 46 条、第 62 条の 2	滞在快適性等向上区域内の都市公園において民間事業者等が行うカフェ、休憩所等の交流滞在施設の設置・管理について、市町村が都市再生整備計画に位置付けた場合、公園管理者は設置管理許可の申請に対して許可を行う。
39	都市公園リノベーション協定制 度 公園施設設置管理 協定制	都市再生特別措置法第 46 条第 14 項	滞在快適性等向上区域内の都市公園において、一体型事業実施主体がまちづくりと一体となって「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成を促進するため、都市公園において事業者が設置する施設（飲食店、売店等）から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
40	道路占用許可 の特例	都市再生特別措置法第 62 条	都市再生整備計画の区域内において道路管理者が指定した区域に設けられる食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路通行者・利用者の利便の増進に資するもの（オープンカフェ、広告板等）を特例により占用許可の対象施設として活用する。
41	民間都市再生整備 計画の認定等	都市再生特別措置法第 63 条	都市再生整備計画の区域内において、政令で定める規模以上の区域で都市再生整備計画に記載された事業と一体的に都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画を作成し国土交通大臣の認定を申請することができる。
42	都市利便増進協定	都市再生特別措置法第 74 条～第 80 条	都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの場を創出する広場等における地域住民等の自主的な管理（オープンカフェ、フリーマーケット等のイベント開催、ベンチ・緑地などの清掃・補修等）のための協定を締結するもの。
43	立地誘導促進施設 協定 (コモンズ協定)	都市再生特別措置法第 109 条の 2	都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地・空き家を活用して、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）についての、地権者合意による協定。

◆都市開発における容積率等の緩和

No.	名称	根拠法	概要
44	都市再生特別地区	都市再生特別措置法第 36 条 建築基準法第 60 条の 2	都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域として都市計画に定められるもの。都市再生特別地区に関する都市計画に定められた範囲内で、建築物の用途地域等に基づく用途、容積率や高さの制限を適用除外とすることができる。
45	総合設計制度	建築基準法第 59 条の 2	敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、公開空地を設けるなど、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可の範囲内で、建築物の容積率や高さの制限を適用除外とすることができる。
46	特定街区	都市計画法第 8 条 他 建築基準法第 60 条	良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の整備改善を図る街区として都市計画に定められるもの。特定街区に関する都市計画に定められた範囲内で用途地域等に基づく建築物の容積率や高さ等の制限を適用除外とすることができる。
47	高度利用地区	都市計画法第 8 条 他 建築基準法第 59 条	建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新とを図る地区として都市計画に定められるもの。高度利用地区に関する都市計画に定められた範囲内で用途地域等に基づく建築物の容積率や高さ等の制限を適用除外とすることができる。
48	再開発等促進区を定める地区計画	都市計画法第 12 条の 5 他 建築基準法第 68 条の 3	工場、鉄道操車場、港湾施設の跡地などの相当規模の低・未利用地における土地利用の転換を円滑に推進するため、道路などの公共施設と建築物を一体的に整備し、土地の高度利用と都市機能の増進を図るために定める地区計画。特定行政庁が許可・認定を行った場合、高度利用地区に関する都市計画に定められた範囲内で、用途地域等に基づく建築物の容積率や高さの制限等を適用除外とすることができる。
49	旅客施設のバリアフリー化に寄与する建築物に関する容積率の特例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の 2 他	既存の地下鉄駅等の旅客施設で、スペースに余裕がなくバリアフリートイレ等のバリアフリー施設の設置が困難である場合に、公共交通事業者等と近接する建築物の建築主等が協定を結び、旅客施設の代わりに、近接する建築物にバリアフリー施設を設置することができる制度。バリアフリー施設を設置した建築物について、容積率の特例を受けることができる。
50	複数事業者共同での都市アセットの整備	—	複数の民間都市開発事業者が、都市の魅力や国際競争力を高める等の都市再生に資する公共公益施設（道路、駅前広場等の公共施設や鉄道施設等の公益施設）を共同して整備しようとする場合、公共公益施設の整備による都市再生の効果等を評価して容積率緩和を行う都市計画手法と、複数の民間都市開発事業者が共同して公共公益施設

			<p>設を整備する事業手法を組み合わせることが考えられる。</p> <p>※「複数の民間都市開発事業者による共同貢献の実現のための新たなパッケージの導入について」（技術的助言）（平成 29 年 3 月 10 日国都計第 167 号・国住街第 201 号）にて通知。</p>
--	--	--	--

◆都市・地域交通戦略推進事業

駅まちデザインを推進する上で役立つツールとして紹介した事業手法・規制緩和・支援制度の中で、鉄道駅やバスターミナルの整備等により公共交通結節機能を高める支援事業として多く活用が期待される支援制度が「都市・地域交通戦略推進事業」である。「都市・地域総合交通戦略」の制度がまちづくりの施策と交通の施策を一体的に進めるものであるため、駅まち空間の整備にあたっては、当該戦略の策定と合わせて「都市・地域交通戦略推進事業」を活用して一体的な整備を促進することが期待されるため当該支援事業の詳細を紹介する。

事業名称	都市・地域交通戦略推進事業
制度概要	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを、明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
対象地域	都市・地域総合交通戦略に定められる区域、バリアフリー基本構想に定められる区域、立地適正化計画における都市機能誘導区域・居住誘導区域、交通結節機能高度化計画に定められる区域
対象施設等	<p>①整備計画の作成・交通まちづくり活動の推進</p> <p>②公共的空間等の整備 →敷地整備、公共的空間（歩行者通路、広場、人工地盤、公開空地等）、歩行空間、駐車場、駐車場有効システム、荷捌き駐車場、自転車駐車場、バリアフリー交通施設、路面電車・バス等の公共交通に関する施設（停留所等）</p> <p>③公共的空間等の整備にあわせた施設の整備 →都市情報提供システム、地下交通ネットワークの管理安全施設、歩行活動の増加に資する施設、公共交通機関の利用促進に資する施設、案内標識</p> <p>④一体的に行われる情報化基盤施設整備、自動運転バス実装に向けた社会実験等</p>
対象主体	地方公共団体、法定協議会、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
交付率	1/3（立地適正化計画関連は1/2）
適用イメージ	<p>路面電車・バス等の公共交通の施設(車両を除く)</p> <p>自由通路</p> <p>ペDESTリアンデッキ</p> <p>自転車駐車場</p> <p>交通結節点整備</p> <p>駐車場(P&R等)</p> <p>バリアフリー交通施設</p> <p>荷捌き駐車場</p> <p>民間施設と一体となった待合所</p> <p>交通まちづくり活動の推進</p>

駅まち空間整備の推進に向けて、下記のとおり、都市・地域交通戦略推進事業において令和3年度制度拡充がなされた。

事例 都市・地域交通戦略推進事業（駅まち空間整備の推進）

駅まち空間において、地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者の連携により一体的な空間活用や機能配置を図る施設整備に対して、準備段階からのコーディネート支援や、重点的な支援を行う制度が令和3年度より拡充される。

都市・地域交通戦略推進事業

○ **駅まち空間整備の推進**
 任意協議会による案件形成段階からの計画策定や、駅まち空間の一体的整備に必要な施設を支援対象に追加するとともに、まちなかウォークアブル区域等における施設整備を重点的に支援

① 補助対象事業者の追加

現行 ・法定協議会 ・都市再生推進法人 等	+	拡充 ・任意協議会※（計画策定支援に限る） <small>※地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者等で構成される法定化を見据えた協議会</small>
------------------------------------	---	---

② 交通ターミナル戦略※策定時における支援対象事業の追加
※ 拠点駅及びその周辺において地域の関係者が施設整備等を進めるために策定する計画

現行 ・交通まちづくり活動推進事業 ・バリアフリー交通施設の整備 ・案内標識の整備 等	+	拡充 ・公共的空間の整備 ・駐車場・駐輪場の整備 ・駅の広場・滞留空間の整備
---	---	--

③ 交通ターミナル戦略策定時における国費率の嵩上げ
 まちなかウォークアブル区域又は都市再生緊急整備地域において法定協議会が行う事業について、**国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）**